

公益社団法人日本地震学会役員代議員選挙規則

2019年10月3日改正

2021年9月9日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地震学会（以下「本会」という。）代議員選挙規則の定めるところに基づき、役員代議員選挙に関する事項について定める。

(細則への委任)

第2条 役員代議員選挙の実施に関する事項は、この規則によるほか、本会役員代議員選挙実施細則の定めるところによる。

(選挙管理委員会)

第3条 役員代議員選挙は、選挙管理委員会が、これを管理する。

2 選挙管理委員会の任務、組織、運営、委員の選任・任期、その他の必要事項については、理事会の決議により別に定めるものとする。

(天災事変等の際の措置)

第4条 天災事変、その他避けることのできない事故の場合には、本規則の定めにかかわらず、選挙管理委員会は、会長の承認を得て、選挙の実施のために必要最小限の措置を取ることができる。

2 前項の措置を行う場合は、選挙管理委員会は、措置内容を速やかに正会員に通知する。

(選挙権及び被選挙権)

第5条 投票締切日の前月1日から引き続き投票締切日まで正会員である者は、役員代議員選挙の選挙権を有する。候補者届出期間最終日から引き続き投票締切日まで正会員である者は、役員代議員の被選挙権を有する。

(選挙の方法)

第6条 役員代議員選挙における選挙は、投票により行う。

(投票の方法)

第7条 選挙は選挙管理委員会が別途定める方法によって行う。有権者の投票数は以下のとおりとする。

- (1) 会長以外の理事候補者 代議員選挙規則で定める理事候補者の定数以内
 - (2) 監事候補者 代議員選挙規則で定める監事候補者の定数以内
 - (3) 会長候補者 1名以内
- 2 電子投票を行う場合は、使用するシステムへのログイン方法を選挙管理委員会が定める方法により正会員へ通知する。
 - 3 郵送による投票の場合は、投票用紙と返送用封筒を選挙管理委員会が正会員に郵送する。
 - 4 正会員は投票締切日までに所定の方式に従って投票を行う。
 - 5 投票は、代理人によって行うことができない。

(選挙の告示)

第 8 条 選挙管理委員会は、投票方法、候補者届出開始日、同締切日、投票期間を定め、次期役員代議員の所定数を合わせ、正会員に事前に告示する。

(候補者)

第 9 条 役員代議員に立候補する者は、3名以上の正会員よりなる推薦人の名簿のほか、立候補理由または推薦人作成の推薦理由を添えて、選挙管理委員会に届出ることにより、候補者となることができる。

(候補者及び有権者名簿)

- 第 10 条 選挙管理委員会は、候補者の届出終了後、速やかに候補者名簿及び有権者名簿を作成する。これらの名簿は、投票期間中は本会事務所に備え付け、会員の閲覧に供する。
- 2 候補者名簿には、候補者氏名、選挙用番号、推薦人氏名、候補者の立候補理由又は推薦人の推薦理由を記載する。
 - 3 有権者名簿には、有権者氏名、選挙用番号を記載する。

(候補の辞退)

第 11 条 役員代議員の候補者たる正会員は、投票開始日の前日までに選挙管理委員会に申し出ることにより、候補の辞退をすることができる。

(開票)

第 12 条 選挙管理委員会は、投票終了後速やかに開票する。

(投票の無効等)

- 第 13 条 以下の投票は、無効とする。
- (1) 所定の方式に従って投票を行っていないもの。
 - (2) 不正に投票を行っているもの。

(3) 郵送による投票の場合は、投票内容が判読できないもの。ただし、当該記載以外は有効とする。

(4) 郵送による投票の場合は、同一の選挙用番号が重複しているもの。ただし、監事候補者記載欄もしくは会長以外の候補者記載欄に同一の選挙用番号が複数ある場合は、当項目の規定に反しない限りにおいて、その一つを有効とする。

(5) その他、選挙管理委員会が無効と認めたもの

(当選者の決定)

第 14 条 有効投票の多数を得た者から、順次所定数に充つるまで当選者とする。

2 得票数が同じであるときは、年長者を上位とする。

(選挙結果の通知)

第 15 条 選挙管理委員会は、当選者の確定後、速やかに正会員に選挙結果を通知する。

(選挙に関する禁止事項)

第 16 条 会員は、選挙に関し以下の行為をしてはならない。

(1) 利益の供与若しくは供応をし、またはその約束をすること。

(2) 正会員の承諾を得ずに、その自宅又は事務所を訪問すること。

(3) 深夜、早朝に会員の自宅に電話をするなど著しく会員の迷惑になる方法で連絡すること。

(4) 候補者に関し、誹謗中傷し、または虚偽の事実を公表すること。

(5) 対価を与えて新聞、雑誌等に候補者に関する記事又は広告を掲載させること。

(6) 前号に定めるほか、選挙の公正を害し、著しく会員に迷惑を及ぼし、または会員としての品位を害する行為を行うこと。

(7) 次条に定める選挙運動期間以外に選挙運動を行うこと。

(選挙運動期間)

第 17 条 選挙運動期間は、候補者届け出締切日から投票開始日の前日までとする。

(規則の改廃)

第 18 条 本規則の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附 則 1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。